明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（四六）　二
○令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四七）　三
○令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四八）　三
〔省　令〕
○恩赦法施行規則の一部を改正する省令（**法務**六）　四
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**五）　四
〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は大阪府へ行幸啓になる件（**宮内庁**三）　四
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**一）　四
○特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**同**二）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**五二）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**五三）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**三八二～三八九）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（**経済産業**二二）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**同**二三、二四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一七四～一七六）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一七七、一七八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**四五、四六）　八
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**二〇、二一）　九
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**九、一〇）　九
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二八）　九
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**六）　九
〔国会事項〕
内閣　復興庁　一〇
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一一
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）　一二
〔公　告〕
諸　事　項　一二
官庁
押収物還付関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　公告すべき事項について、電子化に対応することができるよう規定の見直しを行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四七号）（内閣府本府）

1　令和六年等に発生した地滑り、豪雨及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四八号）（内閣府本府）

1　令和六年八月二六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に大分県杵築市の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。